

(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト
計画段階環境配慮書に係る
審 議 資 料

令和7年6月19日

目 次

○検討事項一覧	3
○審査経過等整理票	4

検 討 事 項 一 覧

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

番号 (項目-資料)	審査内容	対応回
0 事業内容		
1 大気環境		
1-1	煙突高さの選定理由について	今回
1-2	二酸化窒素濃度の短期予測について	今回
2 水質環境		
3 その他の環境		
4 動物		
5 植物		
6 生態系		
7 景観		
8 人と自然との触れ合いの活動の場		
9 廃棄物等		
10 温室効果ガス等		

審査経過等整理票

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- 資料2-3スライド8枚目の図面について、赤の破線で囲んであるところが事業実施想定区域で、その中の白抜きになっているところで事業を実施される予定と聞いている。航空写真では、北側の方にも施設があるが、白抜きの部分について、すべて既存の施設が解体されて更地になるという理解でよいのか。 - わかった。 施設の建設予定があるところは、黒の破線で囲っている南側の敷地のみであり、北側の白いところには、今のところ何も作る予定はないので、場合によっては、事業実施想定区域を縮小するという話を伺った。それに伴い、緑化等についても、南側の方のみ範囲で検討されるという話があったが、もう一度この審査会の場で確認したい。 - アセスの対象区域というのはどうなるのか。 今この赤の破線で囲んでいるところが、アセスの対象区域として、図書において位置付けられているが、今後はその貸借をするエリアが決まったら、アセスの対象区域を縮小するということか。 - そうすると計画変更になるということか。 - アセスの再実施の対象にならなくても、計画区域を当初示したものから変更するのであれば、それは軽微な変更ということにはなるかもしれないが、変更は変更である。 - 事業実施想定区域から省いたところについては、その後、アセスの手続きは経ず、調査予測評価を行わないということになる。そもそも省く想定なのか、この今の段階で確認しておきたい。 - 今の段階では、これ以上ご質問しても答えは得られないと思う。方法書の手続き以降で、エリアについても明確になっていくということで、了解した。	R7② 口頭 R7② 口頭 R7② 口頭 R7② 口頭 R7② 口頭 R7② 口頭	- 旧製油所時代の残置物などが残っているが、撤去工事とその後の更地化工事はENEOS(株)が行う。更地化する範囲はそのとおりである。 - 説明いただいたとおりの認識である。 今後検討が進むと、工水タンクとか、黒の破線で飛び地のような形で記載している部分が、一つの広がりを持った敷地面積となり、弊社がENEOS(株)から拝借する土地が明確に決まる。 緑化面積は、赤の実線の部分を省いたものの全域ではなく、拝借する敷地面積に対して川崎市の条例では25%を緑地化として、検討していく。 - 我々の使用する部分が明確になり、この赤の破線の中で使用しない部分を省いた、縮小したように見える敷地が、明確に記載されることが、今後の方法書の段階以降で行われるという理解である。 - 環境アセスメントの中では、予定していた土地が広がったり、例えばこの赤破線で記載させていただいたものの外に、計画地が出ていたりする場合は計画変更という形になるが、そういうことがないよう進めていくと理解している。今、計画の変更かと問われたら、確かに敷地が縮小しているので、それはイエスである。 - おっしゃるとおり。 - 一切手をつけない土地について、必要以上の評価は、今後の方法書以降では実施する予定はない。ただ明確になった事業実施想定区域以外であっても、例えば検討しなければいけないものがあれば、その段階でしっかり検討し、必要に応じて評価をする計画である。	指摘事項

審査経過等整理票

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
資料2-3スライド5枚目、第1種事業の目的の中で、新しいエネルギー基本計画を受けてENEOSグループもそれに沿ったカーボンニュートラル基本計画を作っていて、その文脈の中に、本事業も位置付けられるという説明で、将来的には水素の混焼、CCS等も検討とあるが、今回の事業計画には、水素混焼、CCSの導入までは具体的には盛り込まれていないという理解でよいのか。	R7② 口頭	御認識のとおり。	指摘事項
特にCCSを今後検討していった将来的に実施する場合には、それなりの敷地を確保しておく必要があると思うが、そこはどうか。	R7② 口頭	CCSだと、排ガスから二酸化炭素を分離回収する設備が設置されるような敷地を考慮しているのかという御指摘かと思う。 現状、将来的にそれらを検討して採用していく可能性はあるが、現段階での事業計画の中には、まだその辺を盛り込んでいる詳細な検討はできてない。 敷地面積が足りる、足りないかという話であれば、将来どれくらいの大きさになるかというのが、まだ見えてないが、検討の余地はあろうかと考えている。	
- 今後検討していくということか。 この事業の中であたかも検討されているかのように、資料でも図書でも書かれているが、実際には、この事業計画の中にはそこまでは盛り込まれていないという理解でよろしいか。 - わかった。	R7② 口頭	御認識のとおり。	
奥委員の質問にも関係して、資料2-3スライド5枚目、水素の混焼やCCSについてはわかったが、ENEOSグループとして、ここに記載されているようにカーボンニュートラル基本計画を持っていて、こちらも拝見したが、2030年の目標、2040年の目標を持っていて、今回の事業の完成が2033年ということなのだが、すでに基本計画の中に織り込み済みということなのか。 2033年にはまだ水素やCCSが動くわけではないので、実質的に排出量が増えると思うが、その点はいかがか。	R7② 口頭	今、ENEOSグループから示しているエネルギー基本計画としては、この事業とは直接リンクはしてない。ENEOSグループ全体としての目標という形で、2040年、2050年に向けての排出量削減という記載をしている。 このLNGの事業が実際に事業化してきた中で、ENEOSグループ全体として、水素ないしCCSといった手法を活用しながら、今後、取り組んでいきたいと思っている。	指摘事項
何か細かく計画されてということではないと思うが、全体としては今作っている基本計画が進むように、全体のバランスをとるといような方向性ということで理解してよいのか。	R7② 口頭	その理解である。	

審査経過等整理票

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
- ENEOSグループのカーボンニュートラル基本計画と本事業はリンクしていないという説明であったが、図書3ページの2番目の段落のところで、あたかもこのプロジェクトが、このカーボンニュートラルに向けて、混焼やCCSをこの事業の中でやっていくと、「当社としても、『このプロジェクト』の脱炭素化に向けて」と書いてある。カーボンニュートラル基本計画と同じ方向を向いてその一環として位置付けられるプロジェクトであるかのように書かれているので、先ほどの事業者の説明とは異なる。 どういうところをもってプロジェクトに位置付けられているのかを今後の図書においても、誤解のないように明確にしたい必要があると思う。 - はい。結構です。	R7② 口頭	説明の仕方がよろしくない部分があった。 リンクしないと説明したのは、基本計画の中では、2040年までに73%、2050年までには完全なカーボンニュートラル化を必要としているが、この73%ないしに対してこの事業がどれくらい寄与するかという定量的な部分で、直接的には認知しないという話をさせてもらった。実際にはカーボンニュートラル化の中、LNG火力発電所というのは、水素なりCCSというところで、将来の脱カーボン化に向けて、その技術の親和性が高いものだとして認識している。そのような中で、今後も2040年、2050年に向けた課題というところでENEOS全体として取り組んでいきたいと思っている。	指摘事項

審査経過等整理票

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
一つ目に、煙突高さ80メートルと100メートルの2案の検討について、その根拠を示してほしい。	R7② 口頭	一つ目について、近くには川崎天然ガス発電株式会社の100メートル相当の煙突がある。まずは一つの案として100メートルの高さのものを考えた。それに対し、眺望景観の影響を検討するため、80メートルをB案として選定した。	検討事項
二つ目に、年平均値に加えて、短期予測もしていただきたい。	R7② 口頭	二つ目について、今回、将来予測濃度を年平均で記載していますが、例えば、環境基準0.06ppm、1日当たりの98パーセント値というような基準値での評価が必要だというご指摘だと理解している。実際そういう換算は難しいことではないので対応させていただきたい。	検討事項
いいえ、1時間値を予測評価していただきたい。	R7② 口頭	配慮書の段階では、一般局の気象データを用いている。今後の方法書以降の手続きについては、事業所内で、1年間気象調査を実施し、ばい煙の書類をもとに1時間値なども予測する予定である。	
- 発電所においての複数案検討の際に、1時間値を考慮するのは、通例になりつつあるため是非やっていただきたい。 - 承知した。よろしく願いたい。	R7② 口頭	今後の宿題として、受け止める。	

審査経過等整理票

【(仮称)扇町天然ガス発電所建設プロジェクト 計画段階環境配慮書】

令和7年度第3回

委員質問・意見	回答形式	対応	取扱い
資料2-3スライド14枚目、今回の事業実施想定区域は、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域等に指定されているか。また、規制されている場合、汚染の拡散、残土の取扱いについて注意いただきたい。	R7② 口頭	- 一つ目について、図書83ページの第3. 1-24表のとおり、事業所の中は指定65号、68号において、形質変更時要届出区域に指定されている経緯がある。こちらは特定の場所ではなく、事業所内の調べられるところは広く分析調査した結果である。今回の事業を始めるときに、土砂掘削工事を行う土地が土壌汚染対策法の形質変更時要届出区域に該当しており、対応が必要な場合、適切な処置を講じる予定になっている。 - 二つ目について、残土の取扱いについては、土壌汚染対策法、川崎市の条例に従って、適切に対応する。	確認事項
全体ではなく、一部が指定されていて、ほかのところは基準超過していない土地であったということですね。是非、敷地内で汚染箇所を広げないようにしてほしい。	R7② 口頭	ありがとうございます。	